

石垣市ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業の概要

1.事業内容

認可保育所に空きがない等の理由により子どもを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭に対し、認可外保育施設がその利用料の全部又は一部を減免した場合において、当該施設へそのひとり親家庭の利用料減免相当額を助成する。

2.対象者(対象要件)

- 児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者
※児童扶養手当(全部・一部)又は母子父子医療の受給資格を満たしている保護者
- 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号の認定を受けた保護者
※保育所入所の支給要件に該当し、市が発行する「支給認定証」を受けた保護者
- 保育所入所申し込みを提出しているが、定員に空きがなく入所していない子どもの保護者
※「待機児童」として認可外保育施設に入所する子を養育する保護者

3.補助額

子ども一人あたり上限月額 26,000円

4. 利用料・事務費補助

※1 上限額
26,000円

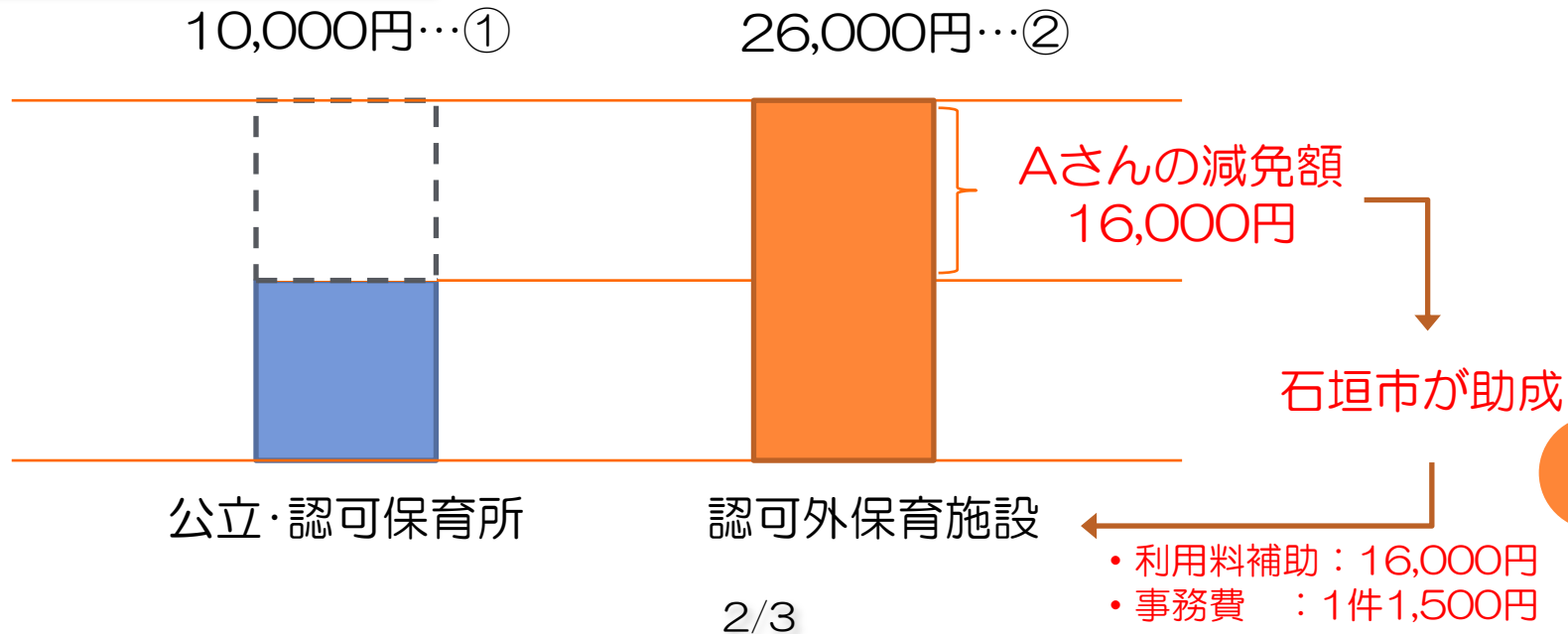
【利用料補助】 認可外保育施設の利用料減免額※1 =
保育所(公立・認可)保育料の算定額① - 認可外施設利用料②

【事務費補助】 申請ごとに1件※2 1,500円を交付

- 人件費 1,409円 (人件費単価2,819円/h 30分換算)
- 事務費 102円 (コピー代10円、電話代10円、切手代82円)

※2
1家庭=1件

(例)ひとり親のAさん



5.事業スキーム



ひとり親家庭

《各様式について》

- ①保育所(園)入所申込：
- ③利用証明書：要綱様式第2号
- ④利用認定申請書：要綱様式第1号
- ⑤利用資格認定書：要綱様式第3号
- ⑥認定の通知：要綱様式第3号(写し)
- ⑨補助金請求書：要綱様式第6号

※要綱：石垣市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助実施要綱

